



宮区第329号

平成25年8月26日

公益社団法人 全日本不動産協会 宮崎県本部

本部長 小田原 義征 殿

宮崎市長 戸 敷 正

(公印省略)

住居表示の啓発チラシの配付について（お願い）

梅雨の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日ごろから本市行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市には「住居表示に関する法律」に基づく住居表示実施区域があり、その区域内では住所や所在の表示は土地の地番を使用せずに、街区符号と建物に付けられる住居番号を用いて表すこととなっております。住居表示実施区域内の住宅等を新築（建替え）した場合には、本市に新築届を提出していただき住居番号を付番しております。

しかしながら、住居表示実施区域内の住宅等を購入された方が、購入された住宅等の住居番号を認識されておらず、市民課等の窓口での転居・転入等の届出の際に支障を来たすケースや、法務局の登記の際に所有者の住所や債務者の住所を土地の地番で申請してしまい、後日訂正する際に費用が発生するケース、銀行口座、公共料金、運転免許証などの住所を土地の地番で届け出たため、後日訂正するために多大な労力を要するケースなどが生じております。

つきましては、貴職におかれまして会員の皆さんに別紙啓発チラシを配付していただき、住居表示実施区域内の住宅等を購入された方が、購入された住宅等の住居番号を認識されていないことによる不利益を被ることが無いように、住居表示の啓発にご協力いただけましたら幸いでございます。

お忙しいところお手数をおかけいたしますがご協力のほどよろしくお願ひいたします。

対象：別紙啓発チラシの裏面の「住居表示実施町名一覧表」内の不動産売買

（文書取扱 都市整備部 区画整理課 管理係）

担当：明利

電話：21-1893

E-mail : 30kukaku@city.miyazaki.miyazaki.jp

建物の新築または建て替えをされる方へ

建物の新築または建て替えをされる場所が住居表示実施区域内にある場合は、区画整理課に「住居新築届」を提出してください。

《根拠法》 住居表示に関する法律第四条・宮崎市住居表示に関する条例第3条、第5条

宮崎市住居表示に関する条例施行規則第3条

住居表示実施区域とは

住所の表し方には、「地番」と「住居表示」があります。

「地番」は、土地の番号で住所を表します。

例 ○○町△番地、○○丁目△番地、大字○○△番地等

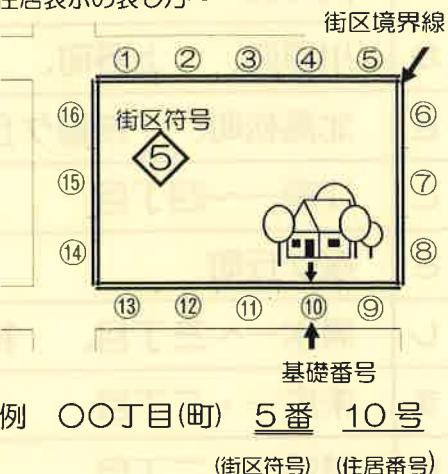
「住居表示」は建物ごとに番号を付けて表します。

例 ○○丁目(町)△番△号 (右図参照)

住所を「住居表示」で表す区域が住居表示

実施区域となり、裏面の町名が対象となります。

～住居表示の表し方～



建物等の主要な出入口が街区境界線に接するところに設定した基礎番号が住居番号となります。

1 提出時期 … 建物の出入口の位置が確定する棟上げ後

2 提出者 … 建物の所有者や建築業者など現場の状況が分かる方

(建物の所有者に限らず、現場の状況が分かる関係者であれば提出可能です。)

3 提出時に必要なもの

(1)建物配置図 (2)一階の平面図(建物入口が分かるもの) (3)付近見取り図

・住居表示台帳を整備するために建物の大きさ・形・配置等を確認します。

受付後、「住居番号付番通知書」「町名表示板」「住居番号表示板」をお渡しします。

・「住居番号付番通知書」は、市民課等での住所変更等の手続きに必要となります。事前に必ず「住居新築届」を区画整理課へご提出ください。

※ご提出がない場合、住所が定められません。また、誤った住所で様々なお手続きをされると、後日、訂正が必要となったり、費用負担が発生する場合があります。

・「町名表示板」「住居番号表示板」は、門柱や玄関等の見やすい場所にお貼りください。

お問合せ・提出先 宮崎市役所 区画整理課 管理係(第二庁舎8階)

【直通】(0985)21-1893 【FAX】(0985)20-8323

市ホームページ上にも各種様式等を掲載しています。→ <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

トップページ右上、サイト内検索欄にて「住居新築届」で検索してください。

八戸市住居表示実施町名一覧表

(あいうえお順)

あ	旭一・二丁目、 青島一~六丁目
え	江平東一・二丁目、 江平西一・二丁目
お	老松一・二丁目、 太田一~四丁目、 大淀一~四丁目
	大坪東一~三丁目、 大坪西一・二丁目
か	川原町、 上野町、 薫る坂一・二丁目
き	北高松町、 希望ヶ丘一~四丁目、 京塚一・二丁目
こ	江南一~四丁目
さ	桜ヶ丘町
し	清水一~三丁目、 神宮二丁目、 神宮東一~三丁目
す	末広一・二丁目
せ	瀬頭一・二丁目
た	橋通東一~五丁目、 橋通西一~五丁目、 高松町
	高千穂通一・二丁目、 谷川一~三丁目、 大工一丁目
ち	中央通、 千草町
つ	鶴島一・二丁目、 月見ヶ丘一~七丁目
て	天満一~三丁目、 天満町
な	中村東一~三丁目、 中村西一~三丁目、 波島一・二丁目
に	錦町、 錦本町、 西池町、 西高松町
は	原町、 花殿町
ひ	広島一・二丁目、 東大淀一・二丁目、 東大宮一~四丁目
へ	別府町
ほ	本郷一~三丁目
ま	丸島町、 松山一・二丁目、 松橋一・二丁目
み	宮田町、 南高松町
も	元宮町
よ	淀川一~三丁目